休明光記 一

内務省圖書
第　號
書部　類
函
共九冊

和書門
類
二七五〇四 號
九 函
八 架
九 冊

285
内閣文庫
和書
二七五〇四
一七八 函
一二 架
九 冊

内閣文庫
番號 和 27504
冊數 9 （ 1 ）
函號 178 285

糊などで貼り付けられている部分がめくれない箇所あり

国立公文書館
National Archives of Japan

讓

休明光記巻之一

目録

一 蝦夷地趣論の事
一 蝦夷地警固の掛り被 命せらるゝ事并
東蝦夷地七ヶ年御試として上地の事
一 掛り之人の有司商議并松前大炊頭事
一 蝦夷地経済の大本伺れる事并村上三郎右衛門遠山金四郎
長坂忠七郎御用御加へらる
附 官吏共役割の事
一 松平忠明大河内政寿三橋成方并村上遠山長坂及官吏共

明治十三年購求
日本政府図書
淺草文庫

出立且渋江長伯蝦夷地へ渡候事
一 御用達町人共の事 并 江戸會所の事
一 御用船の事并政徳丸ニも乗直乗の内天文者堀田仁助
乗組の事　無名の御箱訴の事并中井徳三郎外一書
の事　細見権十郎西村常蔵越ニ仕留候事
一 シリウチより箱館迄追々上地之事

巻之二

一 松平大河内三橋村上遠山長坂當於蝦夷地取計之事 扱
并制禁の事 札　南部家津軽家勤番之事 蝦夷
御用執政方越出取扱候事　大河内善兵衛 遠山

一 金四郎御役替之事
一 江戸掛り御目當之事
一 東未左馬日新助ノ由附の者共召連レ蝦夷地え渡候事
一 御武器箱館并蝦夷地場所々々ニ而備候事　松前献上
之品々者此方ゟ調進之事　在住之事
一 申年春三橋成方同年冬村上常福箱館え渡候事
一 戸川安十郎大河内善十郎蝦夷地え渡候事　豆州波
浮湊堀割浚御普請の事　伊能勘解由測量ニ
て蝦夷地え渡候事　長坂忠七郎御役替之事
一 諸家御貸上米之事并失火人共御仕置の事

一 河田甚太郎蝦夷地ニ到る事　　正月三翔蝦夷地ニ到る事

一 エトロフ嶋開基の事并高田屋嘉兵衛船路を致す事

巻之四

一 戸川安論羽太正参(養)蝦夷地の奉行ニ命事

一 松平忠明石川忠房三橋成方出雲守種周朝臣辰留當用御免之事

一 右忠明忠房より差遣可羨忠明書付之事

一 御入貫筋の御勘定奉行より下ル洪忠明書付之事　箋啟

御役宅并出立の儀伺之事

一 支配向の事ニ付申上ル事　村上常福當用御免之事

錯簡 後

後

一 御増人之事　万年橋の事　日浦孝女之事

一 常盤(木)橋之事　ノ中と廿川の事

巻之六

一 ラシヨア嶋蝦夷人エトロフ嶋へ漂来之事

一 蝦治村二孝女の事

一 戸切地村長寿の者の事　箋啟四録并男門の泉の事

巻之七

一 南部領牛滝村船方の者共魯西亜国に漂流帰帆せし事

一 松前西蝦夷地之事

附 支配向御増人并地役雇丸若因仏の名目ニ改し事

一 カラフト嶋へ異国船渡来之事

巻之八

一 エトロフ嶋へ異国船渡来之一件の上

巻之九

一 エトロフ嶋ゟ異国船渡来一件之下

附 松前奉行新親両人命をうくる事

箱館奉行其外御役名替りし事

一 御入費向取斗方伺書御勘定所ゟ為御渡出る事并一件の伺済のへ度々し御勘定所ゟ上たるかかり御答之事

一 箱館奉行の御役名極る事

東蝦夷地永久上地ニ仰出る事

一 蝦夷地之取斗方の事ニ付御勘定所ゟ数箇条之呈進し御答外事并御勘定所ゟ諸答の事

巻之五

一 支配吟味役ニ御附事

蝦夷地新寺院開基之事

一 御入費之取斗方元極之事

箱館奉行御役料之事

一 正養叙爵之事

前

一 奉行吟味役交代時節之事　箱館御仕置筋之事

一 箱館奉行向之　作付事并御用派出之人之事

一 奉行向在勤割并引越之者共之事　奉行并奉行向衆上

一 御礼献上物之事

一 箱館御役宅出来并御普請掛り御廉節之事

一 御墨印御下知状并編之事并安論箱館江出立之事

一 蝦夷地場所ニ而御祝定之事并箱館六ヶ場所之事

一 アブタ牧之事　富山泉之事　交代屋敷

一 造立之事

一 正養箱館在勤新田開発之事　制札之事　下役

休明光記

さいつころハくもりやすらむみちのくの蝦夷がはんせし
とゝまん古き跡も侍らし其川をさその秋の夜の月の光り
いと明らけき御代にあらわして今彼の手跡れ隈まで高しる
あらしをてらさせ給ふ御恵も広きをいへハいかにも尊す
つきかくて筑前守藤原安論箱館にて正養とともに奉
りて行ふつきし仕へていつもおのかちからをつくしつゝ
んあきらかにしていかその事をおこなひて御政をなししをつきてひら
めもれし志のいたし重き仰のむしろきをいるまじくはかりす
つきこすのちひろねハ安論箱館にてきゝ之を余志てこのふ所れ
人々の力をあはせて行ひはつましく行ひはさに日を経つゝ年を

このむ得て浅からぬ趣意ハ後證に及ひなんかしこけれと
得かたきの見紛しき元ひを出し海さる綱なりぬることを
告き班何ふかりて此段いろやすらやすくかきし御政のあら
ましを手ならせの後すゝつらへ海内しく我々のことく末の示
とらふるつ取拙き文字かいつけ待りぬ　しゆへ休明凡
御代の光りをうまつものゝしかし世事我の名を志る
ものならし

文化四とし弥生　安藝書正養ニ洲にて叙ス

凡例

一 此書ハ蝦夷地御住凡皆其大綱ハ後世に伝へも為に
述る也故に御書付類留書なとをかくさす記も時々甚煩
雑にて初てよみ得るものにきこよりし其要とする所のみを記
記し其余多くハ其類を意ハ捕取り纂案記し諸書物ニも
ふとしく附録に譲る要と成へき事ともも要あれは附録を
閲して参考すへし

一 其年の事を記すに近き所ハ何年と書遠き所ハ年
号を記す是ハつゝくりの煩しきを省して之且書記
し古先ハ年月凡取次に随ふといへとも其一々年
月

を抱ら候ことへば其嵩端は未年に此表次申酉戌等にありても
きとしく引上ヶ記まり扱ひ申し首足ちま扱の一ッつきにして
其本末さへ見やすからんかしとあ之故ニ申酉年なとの事
を記せしあとへ示す居りて未年の事を総て記ま扱あ
りまえ書る事の別なる所ハまとつるとる之

一 掛り役人の姓名も初年并御記し其後代り合のあハ記
さす役割并立勤のあも是に同し

一 奉行の立勤交代のあも初て此時并御記し年々
記さす事あ時ハ其年継立勤を記す

一 其他向も初て命せらるゝ等并姓名を記し其餘ハ志署候

一 御用取扱町人ありも其始并御記し後の代り合ハ記さす候

一 御用船も初ての造立の時御記し其餘ハ記さす候

一 此書の書振ハ能雑なる事を去り省き以つても省略
去て見えやすき御要を候故聯も文華を飾り候ハ後
の君子目己の見方[法]御曲せ俗を随て書継なさんる事
御希ふのミ

一 於此蝦夷地へ立る碑表ハ漢文を用ひ来りしか林大学頭衆
衛の曰今度の彼地の挙ハ新に本邦より開発せしものなれば
所有この時ハ和文にて書いたしかるへきと申ゆへ此れ和
文にて記し候

以上

蝦夷地の形勢往々ひらけて百年の後にいたらは
其風俗もうつりて悉く純然たる本邦の人のごとく
なりゆくへし故に今蝦夷人の體をうつし画て
後世にしらしむ

休明光記巻之一

目録

一 蝦夷地惣論の事

一 蝦夷地警固の掛り被 命せらるゝ事并

一 東蝦夷地七ヶ年御試として上地ニなる事

一 掛り役人の面々商議并松前志摩守の事

一 蝦夷地経済の大本伺の事并村上三郎右衛門遠山金四郎長坂忠七郎御用状案之事

附 支吏之役割ニなる事

一 松平忠明大河内政寿三橋成方并村上遠山長坂及官

一 東方出立且澁江長伯蝦夷地ニ至る事
一 御用方町人共の事
一 御用船の事并政徳丸（子モロ乗）直乗の訳天文者堀田仁助
江戸會所の事
一 家組の事
無名の出家訴の事并中井徳三郎
一 一書の事
細りん檜十郎 西村常蔵 懲ニ仕留る事
一 ミリウチより箱館追追上地之事

休明光記巻之一
蝦夷地惣論の事
一 蝦夷の地ハ陸奥の国の東北にして江城を去る事
二百数千里東ハ南部の佐井より海を隔西ハ津軽の三厩より
渡る北極の出地凡四十三度より五十一二度に係てあり寒国
なり周廻凡六百里カラフト島クナシリ島エトロフ島ウ
ルツフ島等を始として有名無名大小の島々数を
知らす世に蝦夷の千島といふハ是なり三厩より渡
ときハ松前に着き佐井より渡るときハ箱館ニ到る其海路
ハ凡十里之押渡地の事なり

齊明天皇の御宇安倍比羅夫して蝦夷を征し給ひ
後方羊蹄に政所を置かれしこと日本書紀にみえたり
其後方羊蹄は今の「シリベシ」と云蝦夷地第一の高山之
所なり去人も多く住居しけるにや其政所を置て治め給ひし
事のあらはれなれば渡人の往来を減し諸国を割り御治め
もありしを嘉吉年中に下国安東太といふ者渡りて今
松前の地国といへるに居りき其後宝徳三年に武田信広
南部より渡りて安東氏が元として天河といふ所に住居す
是今の松前氏の元祖にして代々ここに住して蝦夷を割
御せしむ蝦夷地は東小島をあわせ海上数百里を隔て「ヲロシヤ」と

相国有或は是を「シュスコヒイ」とも云ひて廣大の国にして数代其国に豪傑の
主相続して近国を多く手つけ既に韃靼阿蘭陀を切と其主
に属し国勢甚だ強大なり其国と蝦夷地の境とは「カムサツカ」と
いへる湊あり彼等はいつの頃よりか彼の「カムサツカ」に近き蝦夷
地の島々廿斗りも彼方へ蚕食し島の名も附改め代官等の者を
附置きて彼国より取立し剖明和二酉年「ヲロシヤ」人介は
「エニ千」といふもの蝦夷地の内「シヤ」は島へ来たりて渡来し
「カムシリ」島を越年し翌戌年「エトロフ」島へ渡来し島中
の相手を見めぐり「ウルツフ」島に越年し翌亥年に帰帆の
時「ラシヨア」島夷人共と對し不法のことありしかは多くの夷人を

渡海人探ひ及はさるにて帰帆せさせぬなり 因
去子年ニハ「ウルップ」嶋東浦「ワニナワ」といふ所「ヲロシヤ」人多く
来りて大船渡来し 同六丑年ニは「ヲロシヤ」人「バンホロシヒチニ
イカノウ」と云ものゝ所「ウルップ」嶋へ渡来し翌寅年同所ニ而夷
海人を鉄炮ニて打殺して「ウルップ」嶋ニ未住居の夷人
ハ去りて「エトロフ」嶋より出稼して居たるに右にてもまた「ヲロシヤ」
より大船渡来し剰人を殺しけれハ夷人共大に恐れを
なしたる「エトロフ」嶋へ立帰り出稼に赴く「ヲロシヤ」人の来ふ猶
漁業ならす 安永二巳年帰帆に就て同所西浦「アタウ」
といふ所にて難風にあひ大船や陥を来し但し右にて一同日本

「アタットイ」といふ所へ上りつゝ「エトロフ」夷人共と和融をなし
互に交易を以業とし 同去申年迄此年帰帆し去年
本国より通ひもしくは去船来りて一同帰帆をもしけれより
同七戌年「ヲロシヤ」人「ケレトブタテリヤウコヘツ杯といふ者を
初として大勢渡来し本邦の地「キイタツプ」の内「ハツカマア」
といふ所の松前家運上屋へ来り彼国より通信通商の
事を願ふとして是非に彼地遣合の家にて挨拶に及ひ
きかさせてもとまり「ヲロシヤ」の内「ラホッケ」といふ所へ帰帆し
去年の秋来復「ウルップ」嶋へ渡来越年し翌亥年「ア
ツケシ」の内「ツリシエイ」といふ所へ来り此年の挨拶なし
猶

松前の家臣陸路に而詳にのりしうつしきたりしを演説し
船中粮米尽てあしく帰帆せしとぞ則「アツケシ」を出帆其年
「ウルツフ」嶋に越年して翌子年波君どもの乗船「ウルツフ」嶋
「ワニナウ」といふ所に繋留しに津波にて山の上へ打上ケ出
山ならざることありしに丑年小船を拵て渡海し天明四辰年
波君ども件の山の上へ打上られし古船を修覆として又「ウ
ルツフ」嶋へまかりけるとも修小やけ浦をさらばしまかり図る
巳年「ヲロシヤ」人「ヨヨンスノ」「スケイーユヨムクノカケ」三人の者「ウルツ
フ」嶋へ渡来そのうち「クカチ」は翌年帰帆残る二人は
同八申年迄四年「エトロフ」嶋に越年しその年に船を拵

帰国せしよしまかり寛政七卯年「ヲロシヤ」人「ケレトフセミ
リコミチ」を初として都十人大船に乗組「ウルツフ」嶋「ワニナウ」へ
渡来しそ内件の二人并始外男女合て三十二人上陸し乗
船ハ其まゝ残りの人数をもて帰帆させ彼二十四人のものを
嶋のうち「トウボ」といふ所に家居をつくり永住の手当を
なし「ラツコ」其外の漁業をいとなみとし地方離れ地「アツケシ」と
いふ所の長夷「イトコエ」といふものゝ仰をもて其外所々の長夷
ともいひ合交易を初め互にもたれあひとして年月を
送り交易帰国れけしきは見つかりけるを 此とる其是より十二年を経て漸く「ウルツフ」嶋
を離散しぬるより
往還文字なし

蝦夷地警衛の御取り締　命せらるゝ事并東蝦夷地
七ヶ年御試として上地之事

一 かくて「ヲロシヤ」国より前件の如く蝦夷の属島を次第に蚕食し又彼国人の蝦夷地へ往来もありし既にいましく彼ヶ及ひ志あるのことなる故寛政の度御普請役最上徳内御小人目付和田兵太夫西蝦夷地「カラフト」島へ見巡りの時も「ヲロシヤ」人来居面会もなしたりし又東蝦夷地「エトモ」の内白島の間といふ所へ寛政八辰年同九巳年毎年續て異国船渡来し且右件のことく「ウルッフ」「エトロフ」の内「ヲロシヤ」人志もし渡来せし時のことまてや有けん彼国より伝する邪宗門に用る十文字木といふ物を「エトロフ」島に建置ありしことも有りしかとも「ヲロシヤ」国より蝦夷地へ蚕食の催し頻なりといへとも素より松前氏小家なれは施すへき術もなく只其侭に歳月を過るに任せしに世の迫て　以之ゆえかくて其侭捨置なは後には国家の深患を生しましきにもあらすして其まゝ寛政のころ有識あるまゝ有司御沙汰ありして監察せしむへしとして寛政十年御目付渡辺久蔵御使番大河内善兵衛御勘定吟味役三橋藤右衛門成方なとして彼地巡見ありしを　命せられ御勘定奉行石川左近将監忠房は江都に在て其事をはかりそれより渡辺大河内三橋の三士各其属吏従へしとしらに進發し渡辺氏は松前に居をとめ

てらるゝに因て大河内政寿ハ东蝦夷地「シヤマニ」まて三橋成方ハ西
蝦夷地「ソウヤ」迄巡見して詳にその形を監察し同年の冬
三士とも府に帰り是始末を具に上達す是より先石川忠房の申により勘定近藤重蔵ハ東蝦夷地の
（この島）まて辺迄を涉猟し越年してその地を
ありし所を又図をす
に於て又衆と相議ありて是
年十二月廿七日御書院番頭松平信濃守忠明をして蝦夷地
警衛の事の取扱ふへき旨　命せらるゝ旨執政太田備中守
資愛相達せらる此度の御用御勘定奉行御目付吟味役兼ハ常のことく
当役のあつかふへきことなれとも忠明兼て蝦夷
の地のことに心を含て出府ハ有りて是より仕事執政より申合有て兼て
なりしとも何ゆへあらはる事をまかせらるゝ　命ありしときけれ
翌十一未年正月十二日御勘定奉行石川左近将監忠房御目
付羽太庄左衛門正養をして蝦夷地警衛の事を兼るへき旨

命せらるゝ旨執政（安藤）対馬守信成朝臣達せらる大河内政寿三橋
成方もまた改めて此　命あり渡辺胤ハ於江都此事にあつかる
ことへき由達せらる執政にてハ戸田采女正氏教朝臣急度をし
ハ立花出雲守種周朝臣是を取司とせらる奥御右筆組頭にも
近藤吉左衛門奥御右筆尾嶋鴨之亟布施蔵之丞是取扱ふ其
内采女正氏教朝臣ことに通書等を以達しける

松平　信濃守
石川　左近将監
羽太　庄左衛門
大河内　善兵衛
三橋　藤右衛門

今度異国境御取締ニ付　仰付候所東奥蝦夷地の内浦河迄
当分御用地ニ被成其方ゟ右御用ニ付　仰付候是迄松前若狭守
在之土地ハ年々之収納いたし候ハ従
公儀若狭守江被渡候様被成下候付在之場所ニ而ハ差当之方
其為ニ候ニ付仰せ候様若狭守ニ申渡候処其意尚出地ニ而ハ
手ニ追て申渡之上見分有之蝦夷人教育の義を始風俗を
改候儀并交易之之義ニ就而ハ夫々ニ任せ一躰開国の御趣意を
含之服従いたし候儀ハ一ト通りニ而ハ右御用之儀ニ而深き御
趣意ニ付　仰出候儀ニ有之御国境之事ニ付候ニ付而ハ
ヲ以始之精骨を尽し今度之御趣意ニ不違猶進退差引精勤

可致候旨被仰出候儀ニ付而者不及伺取計可申候尤入用向等之
儀者不申候得共一ト通之儀ハ有之候ハヽ当追而可相伺候
同日對馬守宅江通り書付　松前若狭守江達し
右之通

松前若狭守江
今度異国境御取締ニ付　仰付候所東蝦夷地之内浦河迄
当分御用地ニ付　仰付候而者其趣意ニ被右土地ゟ是迄年
々方収納之分者御用中者被下
公儀御取替金御下ケ被成候右之御用御書院番頭松平信濃守
御勘定奉行石川左近将監御目付羽太庄左衛門御使番大河内善

公儀御勘定吟味役三橋藤右衛門右五人にて両三ヶ年立候　仍付右土地
之蝦夷人数百之饑を始交易之次第諸法等總差引進退可
仕との旨候　仍出是ニ而候得共其意を察之両三ヶ年御任せ可被
下候様ニ御座候ニ付其儀も相決候へ共中々ニて十分之出来難き候に付
得其意て被成候
右之如く御達し有て則東蝦夷地之内南の方「ウラカハ」より
北の方「シレトコ」限り当節より追七ヶ年之間御用地と成り御試
として御取扱ニ相成り候得者場所の於て其家收納之分
御下ケ金ニ相成申候　但御下ケ金ハ運上金数の分ハ返之東蝦夷地永久上地共
仰付られ候に付てと存し候
かくて今度蝦夷地の掛り五人此有司之従ふ所の官吏ハ御勘定
組頭松山惣右衛門　御勘定太田十右衛門　同吉橋三平　吟味方改役並格
大甚内　同水越源之助　同大塚栄次郎　支配勘定佐藤茂之助
同近藤重蔵　同松田伊右衛門　同竹尾吉十郎　同菊池惣内　同日景
卯之助　同田辺安蔵　同格富山元十郎　支配勘定勤方松平信濃守
与力岩間哲蔵　御徒目付　細川権十郎　同村田三郎右衛門　同岩瀬我
右衛門　同藤本徳三郎　同湯浅三右衛門　西丸御徒目付堀織之右衛門　同比
企市郎右衛門　御徒押　御徒目付勤方宮田次郎　楠表吹之番　同所
比留半蔵　同小嶋丈次郎　同西田周平　西丸表吹之番　同所
金指（格イ）吉八郎　同窪田大五郎　御小人目付　同所　和田兵太夫　御普
請役元〆格寺田忠右衛門　同三浦千蔵　同宮本源次郎　同山田

鯉素御 吟味方下役並ニ山牧三郎（太） 御普請役最上徳内 同中
村小市郎 同戸田又太夫 同渡辺大之助 同河野権次郎 同
倉橋友四郎 同安藤三次郎 同廣瀬久作 同寺沢治右衛門 御
普請役 勤方長谷部右衛門 同村上次郎右衛門 同佐藤平八 同
出役尾代新八郎 御中間目付 深山宇平太（源） 御小人目付大橋善四
郎 同青柳貞郎 同小林卯十郎 同小林彩五郎 西尾御小人目付井上
辰之助 同栗（粟）山政五郎 同宮川鶴助 同内田平四郎 同西村常蔵
御小人ヨリ御小人目付勤方 持沼吉次郎 同石川平作 同根津清右衛門
同柳田元吉 同安藤巳之助 同塚田為次郎 同田口文次郎 同岡
田左市 同古沢常吉 同八田亚四郎 西尾御小人ヨリ同断 松平（田）仁三郎

此先手同心ヨリ同断 高橋次太夫 留之 各精撰して上司を感して是をし
命ぬ今度の挙ハ世の為のわさなれハならす 西ては命をも抛ち格別に
力を尽すへき由各約せしと云て精勤す わかなのち官吏の増減 而ともありといへとも繁雑なる
由つとこそを知りぬ 始めに命せられし所の
西にこれをこゝろしるしぬ

拙り五人の首司高識並松前大牧分ると

一 はるかなる五人の首司会合して高議決まりすと元来蝦夷
地土人其形ハ異様なるものありしかとも人倫の道を知らぬ
男ハ髪を乱し髭をそらぬ身にハ「アツシ」といひて木の皮にて
織りたるの衣服なり 佐立左衽にて男に 女ハ髪のことく乱
髪して襟のなりにて知りまきに持しる昔ハ口にまとう

又ハ毎ニ甚しく臭し是を「アツシ」と云衣服ニ着し男女とも
縄を以帯とし小児ハ多く裸形なりたまく犬の皮なとを
着るもあり食ハ五穀をくらハす魚類或ハ禽獣を捕くらひ
或ハ煎焼し或ハ生ニて食ふといへとも多くハ塩を用ひす
四方ニ丸木柱を立或ハ「キナ」といふ草〔草〕或ハ熊笹なとを以て
屋根及ひ四方を囲ひ内ニハ多く草筵を敷しき居又ハ児
居なとして暮しその所ニ文通〔字〕を以歳次四時を知らす
己か年齢もしらさるへし病むことあれとも医療なく只「イケマ」と
いふ草の根を採て食ふのミなり依之痘瘡麻疹其外
疫癘の類流行するときハ何れも人の死すること夥しくて数を知らす父

兄親族死すれハ何れも大ニ哭〔哭〕して其家近き地を穿り
て是を埋む死者の住し小屋ハ焼捨年忌祭祀なと営む事もなし
すへて其性ましハりも至愚至素なり松前家小身ニて
廣大の土地家士を以て制御なりかたくして場所と号して之を割
付町人ニ預ケ是を請負と名附運上を取立収納とするなりと云
甚しく彼〔の家〕是次第ニ増向上しつゝ年々ニ運上の取増し
を促しより場所引請の商ひ物ハ其手一ヶ年の利
潤をむさほり手段以て運上丈ケを出さんとする
因て場所ハ支配人を以交易の時米酒なとは其外の諸品ニ至る
迄斤目を掠め秤目をくるハせ或ハ腐を損したる品を渡し

さんとありしかる中に非識なりふさまり蝦夷人とても次第
に衰微し松前家の苛政なとうちもまりすて不年久し
彼ら彼ヲロシヤ人近年乎内を廣けしに合戦攻撃の業は
なすに只仁をに蝦恵を施せし人はなつくるに彼國の
奇法にてはまりしの國に至偽りにて蝦夷人にこの
くのこころ衰へ松前家はうらもかりし其法へ蝦夷蝦夷
の後よりまうつけ既に竹島もとまりも已に旨し
取しが松前にも志なるすこヲロシヤ人は東蝦夷地の内へ
も渡来し是を伺ふるも志きなり　尚もつて今度
警衛なせらるるといへとも蝦夷地も北方海にて

廣大なる港なきといへとも堅城岩なとに從ふてつき謀しあるは
さらには只て夷人にならてあつく撫育しさとくて國家の仁政をの人
ふし元人へ一ぬきんを渡し外國よりいかなる事ありても敢て
うしもかるまじき所にならし一つなすまり因にいかすはまん術し
なし素よりヲロシヤ國は攻戦をこころみなす人はなつくるむさのこ
業とすれとも此術もて整ふ時は外冦蚕食の道を切り断切るの理
ふして別元人をも以堅城岩とするは此法なり能もちに若干の夷
人あるには恵もんしてせは是に貴いふつつにて志のみさまから
すま夷人ども恩になる愛をもとおのれしくの業は励むと
なさむを仰ても懈情なき節なる所之只年は仕別たる交易

の業なき事なし是を拯ふ其の後は今迄此国に町人を命し
て場所毎に悉く官吏を措て是迄甚撰せしめ漁の方より
出す所の産物の交へ物として以てしいかなる害なく改て聊
悪弊を除き又升目秤目迄厳にして些少の不
正なき施させ且官吏とも身を用ひて是を施行ひ
交易場所或は五里又は一居十里に一居官舎なども設け常は
交易のみを施行ひ旅人ある時は旅宿とし又夷人とも
漁業をなすに其具乏しければ網并漁具を付与しこの
の官舎に貯へ之を夷人に借して漁をせしめ其偏き抜
群にして産物を出す其の后は其功に随て利よくなるへし

なし与へ又寺一に備もつきは是迄松前の掟にていかなる雨雪
の時といふとも夷人とも必蓑笠草鞋抔を用ゆる事を許さゞ
れ若犯す事ある時は法にて罰するの法を立て之先無禁をゆ
るめ猟漁をして困窮なる者には衣食居所の手当をなし病
者ある時は本邦より医師なとあまたし療治場所にこれをあつかり
専是を療治せしめ又銭通用を初て其便利を志らしめ
産業なさしめもしくは農を教させ和語をつかはしならはせ或時
は連々にも常に道なとおしへいろは文字なともならはせ若本邦
の風俗に改めたるなど望ある時は其志に随て是を
許し本邦の服なとも与へまして格別なるは其ものは其時宜に

より家居なと本邦のごとく補理にましまし往々は耘耕の沙汰も
ありし。百年の後は蝦夷地一円おしなべて本邦のごとくなるら
むるの諭旨をたまひし故に古は今の仙台領宮城郡の辺にて
おしなべて蝦夷人なりしかば漸々に開けて今の如く多賀城の
碑にいはく去蝦夷国界一百二十里と刻めりしかもその所は六丁一里
なれば今の道法にては二十里也此時恵美朝獦か奥羽の蝦
夷を征伐して二十里ばかりの宮城郡に鎮府を設け
此碑を建られし也是古の蝦夷国境なり其後延暦中に
坂上田村麻呂南部の大洞津軽の外ヶ浜迄服従せしめて
海より南を日本の地とし北を夷地と定められしが是今の
蝦夷国界なり又此郷南部七ノ戸壺村に碑を建日本中央
と記されしよりこの辺は日本東北の末なるをいかにして中央と記されし、
ならんとおもふに後年蝦夷地悉く開けぬる時は正に此辺日本の
中央たるべし今時において此挙あらむはとて数百年前に斗
られしは此郷此卓見およびかたしといふべし星霜二千余は
夜をこゆるとも亦知るべからず此広大の土地左のごとくなるべきに
至つて今の日本の地又いくばくならず一圀を濠外にしてところ〳〵にてそ
並に遠に沿ていふべからず是をおしこのまゝ急速に行は
すれば此方より促す時は果して人望にかなふべし時至りて
のたまふの方より望むべき待つべし抑今般の挙は勝る功徳

いよ／＼つよく取先今従南方所ハ夷人の服従を第一と斗り
場所ゝの官舎ゝ官吏を措て是を司らしめ又非常の備
としハ南部大膳大夫津軽越中守ゝ領国ゟ夫地ゝ護らせたれ
ハ其両国ゟ軍卒若干を出せ置へきよし　命せられ使ゟき
所ゝ番舎取補理ひ是を取纏り武器を備へ警衛せしめハ今
外冦此方ゟハ於るへしまつ中もウルツフ諸島ハ既に「ヲロシヤ」
人之居をしめしといへ共ここるしまエトロフ島ゟハ殊更ここの
警衛を厳重に設け官吏をも撰ひ置し夷人服従せす
し其島を第一の眼目として其取計らひあやふきるしと
はさつてし取又蝦夷地ハ悉く淹泪ふ〜して通路自在ゟらん取

所としてハ人跡たへ／＼る海岸搭送り舟を以て漸く不通
路を為すといへとも風順よかるをきハ舟行の道をたち徒
を風をまちて日送るゟりてハ甚何ちる時ハ急を告る
妨ありまし常に往来の煩ひある共ハ悪く之を取開て通路と
つけ往来の煩ゟからしめ又数里の間旅宿なけれハ旅行
のものゝ旅理宿の営ゟしへ取計かハ所の官舎を建て旅宿と
せん先是等の数ゟ取従南方所の急務として其取かゝらん
今度此御入用其外をゟしといへとも凡一ケ年ゝ金五万
両ッゝ相ならして其取をゟらんと礼儀既に一変したる松前
若狭守又隠居大炊介寛政十午年より　命ゆて出府し営中

にをいて執政方ゟ三度談しありし事有翌未年二月九日伊
豆守信明朝臣より達しありしハ今般蝦夷地の御用掛り
命せられたるにつき大炊頭ハ地理案内として年来心懸けたる
頼もしかりしにより御用の恐もいふまてにつきて附きゝ出先奉府して
掛りし面々にも申談せしとなりけるか 所存ハ執政方御添書ありしものすきこつし
大炊頭利位奉府して忠明忠房ヶ宅にて談し来り彼是談し
ありしもいふまゝなりけり

蝦夷地経済の大本伺の事 并 村上三郎右衛門
遠山金四郎長坂忠七郎御用取扱ひたり
附 官吏を役割したり

蝦夷地の経済其大本の旨趣既に商議整ひけるハいまや此
頼を執政に達し所旨をも伺ふやとて前段の数条ならびに其上
世にみえたるをもいふまてかくしく調へあけ伺書を戸田采女
正氏教朝臣又ハ出雲守種周朝臣に転て奉りぬその数通なり
其中にハ所ふ審の廉ありていはゆる再応再三にも談せられし
ものもありしかあまりなり終にハ右数条の旨趣をとりつてそ
のうふつしとその所なりし事に於て五有司謹てやかて云彼地
経済の大本既に前件のことくそのしをふけ出つるといましは御
やきの土地に出来せ今度に議するものからと果して
行りまへきや行りけるつるもらもや志して行先其大本を前

件此旨を目當として其餘も概ね此等の変を通し一生
所益仕るべしとはげみしも左あるをきはめましの御用法
までなりけり先是より前は松平右近大河内正壽三橋成方
此三士諸官吏と具し彼地に發しけり然るに前件
數ヶ条の内速に行はるゝは行はれ又行はれかたきは
猶豫し後日此所置しるべしとて議して上啓を遂けれ
更に通りしるべしとの御事なれども三士ともに旅装を
整へいてたちける
又寄合村上三郎右衛門常福西丸御小性組松平図書頭組遠山
金四郎景晋西丸御書院番淺野佐渡守組長坂忠七郎ニ景ハ

御用として彼地ハをいはゆる旨寛政十一未年二月十日
命せらる是ハ今度の御用に相當なる人物なりとて兼て此方ゟ
推挙せし所なり此三士ハ忠明出立の前役に發足し村上
長坂ハ彼地に越年し遠山ハつきし相議し帰りは先
官吏と引先へ發足させしめんとて各具足持の役を定め
宿割として長溝新右衛門栗山政五郎御普請役に内乃造り兼水越
源兵衛家上徳内中村小市郎青柳貞市小林宗十郎場所
支配兼交易掛りハ大田十右衛門大滝栄次郎細見推十郎吉田
忠右衛門中村小市郎戸田又左衛門（太夫）村上次郎右衛門青柳貞市大橋
善四郎井上辰之助安支已之助普請方ゟ南部一大畑仕入御用

兼佐藤茂斎　正田周平　和田玄太夫　渡辺大之助　河野権八郎　根津
清左衛門　黒田佐市　田口久次郎　津軽青森仕入方取扱ニ付而
秋源金内　藤本徳三郎　黒田大五郎　倉橋藤七郎　屋代猪八郎
宮川猪助　柳田元吉是迄ハ一ヶ所立として二ヶ所立ニハ箕清方か
場所ニ而　兼松田伊左衛門　竹尾幸十郎　岩瀬栄左衛門　此ニ山牧之郎　三浦
千蔵　佐藤平八郎　酒田仕入方用取扱ニ而　高橋三平　富田次郎
橘宮本源次郎　村沼吉次郎　場所請負より交易掛り且仙台石の
巻仕入方用　兼菊地惣内　小嶋十次郎　安藤三次郎　菴原久作
交易掛り兼山比企市郎右衛門　比留東蔵　金指吉八郎　古沢岩吉
相川平作　八田鯉斎　松平忠明ノ手附ニハ　岩男哲蔵　内田平
七郎　大河内政寿ノ手附ニハ　塚越友左衛門　塚田留次郎　三橋成
方ノ手附ニハ　木津寅之丞　西村常蔵　此部政徳　九「アナモ只」忠景ニ
此上京ニハ　富山元十郎　寺沢治左衛門　松田仁三郎　高橋次太
夫江戸ニ而ハ　松山惣左衛門　鈴木甚内　木本東金斎　田辺安蔵　村田
金蔵　湯浅三右衛門　大林久米右衛門　蓮見安之進イ助　筆之
是より年々此場所ニ而年々之遠迄ありといふとも悉く記臆時ハ却而紛雑となる
よりて先最初の役割のミをしるして其余は略す
松平忠明　大河内政寿之橋成方并村上遠山長坂及
官吏共出立且滋江長伯服夫々出立なり
斯ク掛りて官吏共前件此ごとく役割既ニ極りけれハ寛政
十一未年二月中旬より廿日後追ニ不残出立す　松平忠明大河内

政寿三橋成方村上常福遠山景晋長坂高景ハ三月中旬
下旬迄ニ追々出立之件共而ニ拝領物此ハ当番方ニ如
「

御帳
金拾枚
時服ハ羽織

御朱印
人足八人馬五疋

御證文

御用長持二棹

松平信濃守

御合力米七百石十二ヶ月割
御扶持方分限小遣一倍
宿代一ヶ月銀七枚ツヽ
外
用意金五百両
但二度目より御帳拝領物無之ニ付其代りとして
金百両此外用意金共六百両ニ成る

御帳
金拾枚
時服弐羽織

大河内善兵衛

御朱印
人足八人馬五疋
御證文
御用長持一棹
御合力米五百石十二ヶ月割
御扶持方分限之通一倍
宿代一ヶ月銀五枚ツヽ
外
用意金弐百両
但 二度目より拝領物無之ニ付代りとして金百両
此度用意金如初度

御暇
金拾枚
時服弐羽織
御朱印
人足八人馬五疋
御證文
御用長持一棹
御合力米弐百石十二ヶ月割
御扶持方分限之通一倍
物書料金二拾両

三橋成方

宿代一ヶ月銀五拾匁
外
用意金百両
但 二百日分御暇相願罷在候代りとして
金百両者御用意金ニ被下
御暇
金三枚
時服二羽織
御朱印
人足二人分之定
御證文
村上三郎右衛門

御用長持一棹
御合力米四百五十俵四ツ物成月割
御扶持方分限不足ニ付一倍
宿代一ヶ月銀三拾匁
物書料金弐十両
外
一日金弐分ツヽ
但 筆墨紙燭油等物済
右之御勘定組頭之振合之先年御勘定組頭ヨリ出立候ニ付
手渡村田猪太郎出立之節之通り被下也

此帳面相領候并此日当等請取候右等〆

遠山金四郎

長坂忠七郎

右同断

御帳

金弐両

御朱印

人足弐人ニ而二之

此吟味方改済之通り之此年ハ壱〆

此勘定

御挑灯

御用長持一棹

此合力米弐百俵ニ而相成十二ヶ月割

此扶持方分限ニ応し一倍

相書料金十五両

諸道具代銀四枚

此日当金一日壱分弐朱ツヽ

宿代一ヶ月銀弐枚ツヽ

筆墨紙蝋燭ホ相済り

但 二度目ゟハ此帳面相領相壱人代りとして金弐十両ホ宿代

諸代其外筆墨紙蝋燭共金七両ホ

御帳

金弐拾両

吟味方改済并

支配勘定

御朱印
人足弐人馬三疋
御証文
御用長持一棹
御挟箱分限不廻一倍
雑用金一ヶ月五両ツヽ
御日当一日銀弐拾匁ツヽ
給分之代銀四枚ツヽ
宿代一ヶ月銀弐枚ツヽ
筆墨紙蝋燭炭薪渡り

但二度目分許願相立之代として金弐十両ツヽ手当有来日ゟ
金七両ツヽ
御賄
金拾両

御徒目付

御朱印
人足弐人馬弐疋
御証文
御用長持弐人ニ一棹
御挟箱七人挟箱一倍
雑用金一ヶ月四両弐分ツヽ
御日当一日銀拾五匁ツヽ

猪口呉代金三朱弐分
宿代一ヶ月銀一枚ツヽ
筆墨紙蝋燭右物渡り
但　二度目ゟ御帳付領物ニ而代として金五両宛
其外寄余りり金七両宛
松平信濃守与力岩男哲範ニ付右物御徒目付ニ通り　并
向ニ而出役御徒目付勤方ニ而之ものにも罷通り
御帳
当度金四朱　イ三
御證文
本馬壱足
御普請役元〆

雑用金一ヶ月五両
御扶持方五人扶持一倍
御日当一日拾匁ツヽ
宿代金弐分　イ三
筆墨紙蝋燭代金弐分
但　二度目ゟ小寄金弐両宛其外寄来ニ而通り宛
御帳
当度金三朱　イ二
御證文
本馬一足
御普請役
吟味方ゟ出役ニ而通り　宛ゟ寄金四朱
二度目ゟ弐朱宛

雑用金一ヶ月三両弐分
此扶持方三人分ニ而一倍
宿代金一ヶ月弐分ツヽ
筆墨紙蝋燭代一ヶ月金弐分
此日当一日銀拾匁ツヽ
帳箱持
但　二度目ゟハ右扶持方壱人ニ而代りとして金壱両弐分ツヽ宛
御帳
金三両
向より出役此普請役勤方之壱人ニ付扶持方并通之
此小人目付

御證文
本馬壱疋
此扶持方弐人分ニ而一倍
雑用金一ヶ月弐両ツヽ
諸道具代金弐分
此日当一日銀十匁ツヽ
筆墨紙蝋燭御渡り
但　二度目ゟハ此扶持方壱人ニ而代りとして金壱両弐分宛
向ゟ出役此小人目付勤方之壱人ニ付扶持方并通りく
石川忠房羽太正養ハ江府ニ在て此用役兼り候地の三十より

中来り頼ミ執政ニ達し御吉ぐ兼りて三十人へ達ありり
あまいたしく
奥詰医師渋江長伯採薬の為ニハ　命せられて渋蝦夷へ
赴り三十士に引続て出立し東蝦夷地の方を巡行
して去年九冬府ニ帰れり
御用ダ町人共の為り
江戸会所の為り
此用船の為り並政徳丸「チモ兄」直乗の決
天文者堀田仁助ハ乗船の為り
五名の此家許し為り　并中井清三郎侃一書ニよる

細見格十郎　西村常蔵并ニ仕へ為り
「シリウチ」より箱館迄追上地ニよる
今度之此用方役の町人江戸ニて八　栖原屋角兵衛　栖原屋久
次郎　田中屋伊助　角兵衛ハ享和元酉年退役為取差免久次郎伊助ハ両名ニ跡役久次郎ハ助右衛門ト改伊助ハ金六郎と改む
箱館ニおいてハ　栖原屋庄兵衛　伊達屋林右衛門　阿部屋傳兵衛　平岩屋
平八　傳兵衛ハ戊午中年免免し去る子伊兵衛ト申付右ハ病氣ニよりて同じ去ル免許平八ハ戊酉年免免庄兵衛ハ享和二戌年金二十両為取免可す
栖原屋重次郎　庄兵衛悴也　伊達屋清兵衛　林右衛門悴也　両人ハ此用ダ見
習　西田屋正三郎ハ御用海学助也　三人ハ享和三亥年ニ申付
まで箱館ハ林右衛門重次郎　清兵衛　正三郎　此四人の所正三郎
ふ来ていて文化二丑年此用ダ取放し申付ら宗数此用

之格ハ越後屋利右衛門寛政十二申年申付 大坂之方ハ多田屋清右衛門伊
丹屋四郎兵衛 小山屋吉兵衛 広屋三之助 兵庫之方ハ北風荘
右衛門 清左衛門 四郎兵衛 吉兵衛ハ申年申付 三之助 荘右衛門ハ文化二丑年申付 南部大畑ニてハ箕輪
屋与左衛門 新屋元左衛門 此二人申年申付 日所秋田湊ニてハ播屋茂
右衛門 大坂屋長左衛門 此二人酉年申付 津軽青森之方ハ米谷与右衛門 与次右衛門
瀧屋善五郎 此二人ハ酉年申付 与次右衛門ハ亥年急死し其代り近江屋源右衛門申付 羽州酒田ニてハ板
屋惣兵衛 五十嵐や七郎左衛門 二木興助 渡辺多市 此四人戌年申付 与助亥年退
中ろし其の代り上林五郎次申付 越前敦賀ニてハ綱屋清兵衛 能登屋治左衛門 此二人申年申付
奥州岩城ニてハ鈴木甚兵衛 酉年申付 常州平潟ニてハ鈴木屋忠三郎
亥年申付 総州銚子湊ニてハ十五屋清五郎 未年申付 相州浦賀ニてハ

秋葉豊次郎 石井幸十郎 下田ニてハ岩田条右衛門 此三人文化二丑年申付
長州下の関ニてハ網屋七郎右衛門 長府屋右兵衛 此二人申付 文足屋
船頭ニハ播州兵庫高田屋嘉兵衛 享和元酉年申付 江戸廻船請負ニ
ハ越前屋新五郎 未年申付 是等のものとも御用向取扱申付 [illegible]
[illegible]町奉行及領主共ニ掛合の上申付 此の事 [illegible]
前書町人共の内極楽屋甚右衛門 田中屋金六 伊達屋林右衛門ハ文
化三寅年三月願ニよつて御用達 仰付御扱掛方三人
扶持被下 此扶持方ハ振手御用金之内より出す 同年十月願ニよつて苗字御免
[illegible]甚右衛門ハ小村と改 金六ハ田中 林右衛門ハ伊達と号候 此
三人とも此方の支配となる

一又彼地より運送の産物西方より仕入物とも取扱ふ処也共初めハ
江戸伊勢町にて商家の家蔵を借当分の用弁ずる其後
霊岸橋の辺にて所を見立町奉行へ掛合之上伺を経て寛
政十一未年五月五百坪の地所御請西屋勘兵衛といふもの請負の地にて一ケ年地
代金六十両ツゝ
會所を建西所ニ拠り官吏の詰所にて当時御用取
扱所とそ被仰付ける其後追々御用に当てゝ猶狭に付西地所ハ
石屋勘兵衛請負地にて都合九百坪ほとまり有之なり勘兵衛へ外へ
移し右跡請取後吉町奉行へ渡して其の処当附二百坪渡し
残りハ五年に至て海岸ぞいにとて文化元子年八月弐百坪請
取手抜執政方ハ此中上河通りにて築地して水門を建會所に

ほまりの建足し出来しも
亦御用船数被仰つけらる所謂

政徳丸
千二百石積也此船ハ先年蝦夷地御用にて蒔御買上にて
御船手の頭之しもの寛政十一巳年蝦夷御用に付方ハ請取

凌風丸
千石積之旧年御買上文化元子年修理し千
四百積と成る

神風丸
千四百石積之旧年相州浦賀にて造る翌申年南部にて
御船修理し如神丸と改む

忠教丸

孝真丸

義温丸

礼常丸

但此度ハ百石以下（上）之未年南部大柏（畑）ニ而造立ニ而

隼丸

二百五十石積之同年同所ニ而造立享和三亥年
蝦夷地ニシリキニナイ小ニ而破船す

第一丸

千五百石積之寛政十三申年（沼田）未浦賀ニ而造立享和元酉年
越後青海ニ而破船同所酒田ニ而修理して安全丸と改同年
同所ニ而焼失

飛龍丸

千四百石積之同年蝦夷地ニヤマニて造立

翔鳳丸

千四百石積之同年同所ニ而造立
享和三亥年蝦夷地ヤムクシナイ小ニ而破船

済通丸

六百五十石積之同年蝦夷地ニヤマニ小於て造立

鳴鶴丸

六百石積之同年同所ニ而造立
亥年同所ニ而破船

万春丸

七百石（四百五十石）積之同年同所ニ而造立

万全丸

千四（五）百石積之享和元酉年蝦夷地ニヤマニて造立
文化二丑年南部ニ而破船翌寅年南部大畑ニ而修理

景福丸

千四百石積之同年同所ニ而造立同三亥年上総の
守谷沖ニ而破船

千春丸

六百五十石積之同年同所ニ而造立

吉祥丸　七百石積之同年同所ニ而造ル

天祐丸　六百五十石積之同年同所ニ而造ル　享和二戌年南部ニ而破船

瑞穂丸　三百五十石積之関船仕立之同年大坂ニ而造ル　翌戌年南部家より願ニ依て御同上ゟ渡ス

栄通丸　同石同所同年同所ニ而造ル　同三亥年津軽家より願ニよつて同断

亨濟丸　七百石積之同年同所ニ而造ル　文化二丑年遠州沖合ニ而破船

安焉丸　同石（積）同年同所ニ而造ル　享和三亥年蝦夷地ノ手三リニ而破船

福祉丸　同石同年同所ニ而造ル　享和二亥年（年）遠州（若）沖合ニ而破船

天福丸　七百五（五）十石積之同年蝦夷地ニてマヤマにて造ル　文化二丑年南部ニて破船　翌寅年

唱徳丸　千五十（百）石積之同年御買上ゲ會所船となる

歡厚丸　千二百石積之文化元子年紀州牟婁郡田辺ニ而造ル

厚徳丸　千石積之文化元子年紀州ニ而造ル　會所船となる

安泰丸　六百五十石積之同上

寛政十一未年ゟ始めて蝦夷地へ差向ケ候御船ハ政徳丸なり　此船の上
乗ハ高山元十郎　吉沢治郎右衛門　松田仁三郎　高橋次大夫なり

抑此般而官吏より高祖〔せ〕を以てより専ら蝦夷地「子モ迄
専ら高橋せらる新意ハ多般の備へ定めて夷地の異説
彼是として夷人より免や角疑惑を懐く事有まし
きよきしからん彼ら諸説流行せしめむとする蝦夷地
官吏ども寄せ向御撫育のあつき新意深く夷人〔の〕の安
からしむへしと云事是又〔所〕所用ハ毎路の往来する時ハ天度ニ
熟するを以ていはゆる星宿を測量方位を定め高橋ニ
命へ委ねんとす一ツの要務なるへしとそその人を撰して亀
井路渋川家ニ堀田仁助といへるその暦学に長ず今
鎮暦所ハ出役して御扶持を給りてそのするもの世に能き也

とて亀井家及天文方渋川主水へ相識ありて諸りある事にて
何をもさず同所へ其をもて渡地へてはきさ古亀井家ハ
命ありて委くに於て仁助まつ人小普請方出役川村勝右衛門共
其の往る所へ八を相具し政徳丸にて高祖渡地にてあり 仁助出立南八小普請役
并せて仁助府に帰るの後に天度高橋の次第を悉く記しあらはし出し刊出雲ち種周相
達し執政方に一覧しありぬとて後にかりあらしぬ

一 蝦夷地所訓蒙のありさまにつき評定所許状叙へ立名の許書を
入る者有是ハ今路に見高桜所在の粗てしやへきとの
御沙汰のよし 未七月十五日栗本女氏教朝臣より達しありし則
忠眉正養是を閲せ次に今分して出仕しさとりふく記すへく
つらきる由数ヶ条を拳て記せりとも粗理に近きる

符りといへとも一統の顛末を不知して只傳見一通りの論
なれハ甚た本旨ニ違へり仍て某未識して今余ハ于
其始末を論し具ニ辞書を認め同廿五日彼組頭ニつきて
返呈しけり又蝦夷地ヘ行ける三士ニつけ其写し秘を返
ニ三士なれハ又甚く辞書をなす其外ニ浪華儒士中井善
太といふもの手代三郎といふ者の蝦夷の此航海の事ニ付一
部の書を著して得失を論したり是も心得ニ見へし
とて出雲寺種周組頭ニ内ニ見せけるニこの書も傳見一通り
の論なるゆへ其顛末甚く闡黜せり是ハ辞書して書なる
ニしけるか甚ハ一閲の後彼組頭ニ返しまいらせ此故秘せし

此書世ニ傳りしは人猶しても疑惑を生せしむ事のことて中井氏
ニ対して其ふへきよしおらせ（さ）ハ其後正養寫ニ筆をとりて
一部の書を作りおとしく彼書の惑ひを解て則辺策
私弁と題して家ニ蔵む

一 此徒目付細川権十郎此小人目付西村常蔵蝦夷地ニ於て
越年仕ほしるなりハ其の三橋藤右衛門来る執る寛政十未
年六月廿七日彼地にウラカハといふ航ヘ寄船なりこの時見へ
暮ひけん同廿九日（本ノマヽ）の夜大きなる熊出て其の辺なる俳徊し
夷小屋ニ入食物を喰ひて人ホモのまけるゆへ夷人是を驚き逃
走り翌七月朔日其報を訴へ出けるニ同人ニ彼地ニ逗留して

村上三郎右衛門差図いたし各申談し出張目付細見権十郎小
人目付西村常蔵に命して各津軽家勤番の足軽二人に
鉄炮を持せ外に夷人二人にて召具し同二日二ツ時より彼熊を捜
けるに草深くして見へかたく終夜露宿ありし事翌三日
とありし熊の通りを見けれは草木なとをふみちらしたる跡ある
ゆへ猶又残りなく尋ねるといへとも見当らさりしかハ其
日ハ爰夷小屋に止宿し翌四日早天より後に山々の方へ尋
入りしに山中にて独の夷人に行逢ひ熊ハ是より一里余
程山奥にて見うけたるよし申により又道筋凡二十町程
尋入りし所にて彼熊を見掛鉄炮を放ちかけるといへとも

中らす右見したる夷人とも是に走寄矢二筋射かけしに是
も浅手にて其侭逃去り行方を見失ひ翌六日又熊を尋
所に昼比より笹原の中より彼熊踊り出掛り右見し
たる夷人に飛掛り少し疵付るといへとも直に逃去りたりとや云
て追かけたれとも其日も終に見失ひ其翌七日
又山々に草木の内を残る所なく捜求し小権十郎ハ山々を追出
し津軽家足軽ハ彼熊の押倒して逃行跡を権十郎
常蔵一同に参り厳敷追掛しに彼熊立戻り権十郎を
目当にかけ来る所を刀を抜き彼の熊の咽喉を突て其侭
常蔵ハとひかかる所を同刀を抜いて目より口へかけ切付ケ

とりこみの二十ヶ所の内に弱りてたゝかひ所の津軽家の足軽
を浸泡をお抓ヶ終ゝお留らる由世継大廿九尺七寸余の
もし波及し膽を添て破方より巨細に申来る例の書
面を以七月廿七日正養より米女山氏数猶役に申参らせし
図と　台離に入めらるゝ八月十七日波猶役より左の書に
仰わしあさ御徒目付細見権十郎御小人目付西村常兼
蝦夷地に至て熊をも佳留に執らる節此始末三橋成方より委敷
申越に紙面一覧ごし右両人ともいふに此際より出勤之
儀勇気も引立白働きにて一張ごし右不益に覚耕の儀を
歿に候也一日暇よしらる世話候のことの方にて是申候ゆへ
七

正養謹て是御請に申す蝦夷地三十の方に申達す三十より
権十郎常兼へ達し候
此両人帰府の後権十郎ハ御勘定常兼ハ御普請役に
仰付らるゝ正しく此功によるなるべし
一　東蝦夷地七ヶ年上地の事「ウラカハ」より以東海まてを当時
に　仰出され執有司及諸官吏の往来津軽の三厩より松前
に或ハ南部佐井より箱館に渡海の事と乱　是も佐井より箱館の渡海ハ容易になるに
是しの御用もしゆうてこの事し近き道筋を無へ（今ハ専ら此海を渡す）松の方より
承るハ海上少しいあるましきゆへ松前を渡す
私領を通ることをゆり終尾の道も行あさより頓くハ此より
「ウラ」川を境とし箱館寂前寄より「ウラカハ」まて近上地に

日本政府図書

有之由ニ付松前家より寛政十一未年六月中采女正
氏数相願候之内願ニ付しかし其後ニ八月十二日被相渡候より
左之通り書付御以若狭守へ達しぬ　其節松前家より代地のもの有当内願の品も
ありけり此段政方評議有之御試中のものあれハ
追而御沙汰ありつきものの記儀有りけるまじく如

松前若狭守

内願中立之趣有之候ニ付当分御用地ニ而内為
代地五千石之地所ニ而相渡候ニ付右之場所年貢米
当分収納ニ而被下候ハ一体中立之趣意も無余儀
無之候得共御試之初年未之収納ハ難相成分ハ御用捨追而
御沙汰之節ニ而有之候且又箱館向寄上地之分ハ
中立之通ニ而差置候年限之儀ハ去ル寛政初之上地ニ
相振て是迄候ハ委細拙者より御勘定奉行へ申達候

八月

右之通御書付被相達し有之忠房ニ養兼書ヲ以て申す
右五千石之地所ハ武蔵国埼玉郡久喜町ニ而相
渡五千石の石代ハ蝦夷地御用金之内より年々御金被下
納り外ニ東蝦夷地収納の分ハ御下金有 此御下ヶ金ハ負数ハ没 又東蝦夷地永久上地
此作付の条ニ志りませず是よりして三リウチ川より
以東残らず当分上地となりけり

日本政府圖書

国立公文書館
National Archives of Japan